

平成 30 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 日本郵船株式会社  
代表者名 代表取締役社長 内藤 忠頭  
コード番号 9101  
上場取引所 東証・名証各第一部  
問合せ先 広報グループ長 小磯 潮  
(TEL. 03-3284-5151)

平成 30 年 3 月期第 3 四半期報告書の提出期限延長に係る  
承認申請書提出決定のお知らせ

当社は、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書を、関東財務局に提出することを決定しましたのでお知らせいたします。株主・投資家の皆様をはじめ関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

1. 対象となる四半期報告書  
平成 30 年 3 月期第 3 四半期報告書
2. 延長前の提出期限  
平成 30 年 2 月 14 日
3. 延長が承認された場合の提出期限  
平成 30 年 3 月 23 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社の連結子会社であり、中国国内で完成車輸送事業を営む NYK Car Carrier (China) 社（中国・上海市、現地名称：上海日郵汽车运输有限公司）において、現地採用の元幹部らによる業務上横領などの不正な費用支出等が行われた可能性があることが判明しました。

当社は、本年 1 月 29 日に調査経過報告書を入手し、社内で検討したものの、本件可能性については確定した内容ではないことから本年度第 3 四半期決算においてその時点では反映すべきとの結論には至らず、本年 1 月 31 日に平成 30 年 3 月期第 3 四半期決算短信を公

表しました。その後、監査法人と協議を行った結果、現段階では業務上横領などの不正な費用支出等が行われた可能性のある範囲が特定されないことから、四半期報告書レビューにおいて結論を取得することが困難であるとの見通しが得られました。そのため当社は、本年度及び過年度に発生した費用に関して、その重要性及び妥当性の確認並びに現地での税務上の影響を含む会計処理の妥当性を検討する必要があるとの判断に至りました。

当社は、本年2月5日に調査委員会(委員長 内藤 忠顕 代表取締役社長・社長経営委員、委員 吉田 芳之 取締役・常務経営委員 チーフコンプライアンスオフィサー、委員 日暮 豊 経営委員、委員 阪田 裕一 弁護士(弁護士法人阿部・阪田法律事務所))を設置し、外部の専門家も起用して本件の調査を進めており、平成30年3月期及びそれ以前の決算に与える影響を確認しております。決算への影響に関する調査に約30日、調査結果をふまえた監査法人による監査手続きに約7日を要することが見込まれるため、上記のとおり、当該第3四半期報告書の提出期限の延長申請を行うことといたしました。

また、本件による当社連結決算の最終損益への影響は、現時点では累計で総額約20億円程度の損失が生じる可能性があると思っておりますが、平成30年1月31日に公表しました平成30年3月期第3四半期決算短信を含む本年度決算及び過年度決算への影響については、その内容が確定次第、速やかに開示いたします。

## 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認されたときは、速やかに開示いたします。

以上